

地方法人特別税・特別法人事業税と法人事業税の関係について[イメージ図]

資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人の場合

平成26年 9月30日以前	平成26年 10月1日以後	平成27年 4月1日以後	平成28年 4月1日以後	令和元年 10月1日以後
地方法人特別税 (税率) (A) × 148% [4.3%相当]	地方法人特別税 (税率) (A) × 67.4% [2.9%相当]	地方法人特別税 (税率) (A) × 93.5% [2.9%相当]	地方法人特別税 (税率) (A) × 414.2% [2.9%相当]	特別法人事業税 (税率) (A) × 260.0% [2.6%相当]
所得割(A) (税率) 2.9%	所得割(A) (税率) 4.3%	所得割(A) (税率) 3.1%	所得割(A) (税率)0.7%	所得割(A) (税率) 1.0%
付加価値割 (税率) 0.48%	付加価値割 (税率) 0.48%	付加価値割 (税率) 0.72%	付加価値割 (税率) 1.20%	付加価値割 (税率) 1.20%
資本割 (税率)0.2%	資本割 (税率)0.2%	資本割 (税率)0.3%	資本割 (税率)0.5%	資本割 (税率)0.5%

資本金の額(又は出資金の額)が1億円以下の普通法人などの場合

平成26年 9月30日以前	平成26年 10月1日以後	令和元年 10月1日以後
地方法人特別税 (税率) (B) × 81% [4.3%相当]	地方法人特別税 (税率) (B) × 43.2% [2.9%相当]	特別法人事業税(税率) (B) × 37.0% [2.6%相当]
所得割(B) (税率) 5.3%	所得割(B) (税率) 6.7%	所得割(B) (税率) 7.0%

特別法人(協同組合、信用金庫、医療法人等)の場合

平成26年 10月1日以後	令和元年 10月1日以後
地方法人特別税 (税率) (B) × 43.2% [2.0%相当]	特別法人事業税(税率) (B) × 34.5% [1.7%相当]
所得割(B) (税率) 4.6%	所得割(B) (税率) 4.9%

電気・ガス供給業、保険業を営む法人(電気供給業のうち、発電・小売事業に関する事業を除く)の場合

平成26年 9月30日以前	平成26年 10月1日以後	令和元年 10月1日以後
地方法人特別税 (税率) (C) × 81% [0.6%相当]	地方法人特別税 (税率) (C) × 43.2% [0.4%相当]	特別法人事業税(税率) (C) × 30.0% [0.3%相当]
収入割(C) (税率) 0.7%	収入割(C) (税率) 0.9%	収入割(C) (税率) 1.0%

電気供給業のうち、発電・小売事業に関する事業を行う法人の場合

令和元年 10月1日以後	令和2年 4月1日以後	令和2年 4月1日以後
特別法人事業税(税率) (C) × 30.0% [0.3%相当]	特別法人事業税(税率) (C) × 40.0% [0.3%相当]	特別法人事業税(税率) (C) × 40.0% [0.3%相当]
収入割(C) (税率) 1.0%	付加価値割 (税率)0.37% 資本割 (税率)0.15% 収入割(C) (税率) 0.75%	所得割 (税率) 1.85% 収入割(C) (税率) 0.75%

1億円超  
1億円以下  
資本金又は出資金の額

※ 電気供給業のうち、発電・小売事業に関する事業を行う法人の所得割は特別法人事業税の課税標準とはなりません。